

別添資料

各種年次研修のうち、1日非集合型で終日オンラインを活用した研修の受講に係る確認事項

令和4年8月19日
県立総合教育センター

1 受講場所について

所属校又は自宅（校長が自宅を勤務公署とみなして勤務を命じた場合）

（参照）令和4年2月2日付け教県第647号通知（「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱」の一部改正について）

2 オンライン等の非集合型研修として実施する場合の留意事項について

- (1) 所属校での研修場所の確保とICT環境の整備について、御配慮をお願いします。
※ 通信トラブル等、オンラインでの受講に関して支障が生じた場合には、管理職より総合教育センター（各研修担当）まで御連絡ください。
- (2) 校務等の調整について、格段の御配慮をお願いします。
※ これまでオンライン等の非集合型研修を実施した中で、以下のような事例がありましたので、御注意ください。

- ・ 部活動等の出張先でオンライン研修を受講していた。
- ・ オンライン研修の時間中に合理的な理由なく長時間離席した。
- ・ 最初に入室して以後、回線はつながっているが応答がなくなった。
- ・ 講師からの呼びかけや指名に応答せず、講義を滞らせた。
- ・ 授業や校務対応を理由に講義から退席しようとした。 等

3 研修の受講について

- (1) 研修会は、全日程の出席を原則としています。各種年次研修におけるオンライン等を活用した非集合型研修であっても、必ず出席することを原則としています。
- (2) 校長が研修受講者に対して新型コロナウイルス感染症に係る交通遮断休暇又は職務専念義務免除を承認し、研修実施日に研修受講者が参加できない場合は、総合教育センター（各研修担当）まで御連絡ください。

（参照）「研修受講時の留意事項について（Ver.3）」（令和4年6月20日改定）